

平成五年通商産業省令第三十七号

特定商品の販売に係る計量に関する省令

計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条第二項、第十三条第一項及び第一百五十五条第一項並びに特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）第三条第二号の規定に基づき、特定商品の販売に係る計量に関する省令を次のように定める。

（特定物象量の表記の方法）

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第十二条第二項の規定による特定物象量を法定計量単位により表記する者は、次に定めるところにより表記しなければならない。

- 一 特定物象量を表す数字及び文字を、当該特定商品を購入する者が見やすい箇所に見やすい大きさ及び色をもって表記すること。
- 二 法定計量単位の記号を用いる場合には、法第七条に規定する記号を用いること。
- 三 特定物象量を表す数値が一万以上とならないような法定計量単位を用いること。

2 前項の規定は、法第十三条第一項に規定する者が同項の規定による表記をする場合に準用する。

（特定物象量の表記の抹消に係る検査の方法）

第二条 法第一百五十五条第一項の規定による特定物象量が表記された特定商品を検査する職員は、当該特定商品の特定物象量とその量目公差を超えているかどうかを個々に検査するものとする。

（伸び率が大きい皮革）

第三条 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）第三条第二号に規定する経済産業省令で定めるものは、日本産業規格 K 六五五〇（革試験方法）に規定する条件で、皮革の背筋に対し垂直方向に四十九ニュートンの荷重を加えたとき、伸び率が四十パーセントを超えるものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成十一年一〇月一日通商産業省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月一三日通商産業省令第二三一号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。